

●香川県告示第173号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成29年5月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 西土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 平成29年4月25日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 観音寺市柞田町字法泉寺丙995番3及び同地先農道、丙1020番4、丙1020番8、
丙1041番5、丙1041番6及び同地先農道・水路、丙1043番6及び同地先農道、
丙1043番7、丙1043番8並びに字山王丙1061番5
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 4.00メートル及び4.93メートル～5.30メートル
延長 101.82メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。